

平成29年度 京田辺市留守家庭児童会

夏休み入会児童募集のご案内

京田辺市教育委員会 教育部
社会教育・スポーツ推進課

1 対象児童

京田辺市立小学校に通学する児童であり、夏休みと給食がない夏休み前後の期間において、保護者の就労（週4日以上かつ1日4時間以上の勤務を原則）等により、家庭での適切な保護を受けられない児童が対象となります。

2 入会のできる児童会及び受入人数

受入人数（単位：名）

留守家庭児童会名	受入予定人数
大住	20名

注1) 本年度は他の留守家庭児童会で夏休み入会の募集はしていません。

注2) 募集までの入会状況等により、受入人数は変動することがあります。

注3) 受入人数を超えた場合は、抽選とし、低学年から優先的に受入れを行います。

※ 先着順ではありません。受付期間終了後、上記手続きを行います。

注4) 通年で在籍している児童は、改めて申し込みをする必要はありません。

3 開設期間及び時間

(1) 開設期間

通学区域内 平成29年7月18日（火）～8月30日（水）

通学区域外 平成29年7月21日（金）～8月28日（月）

※いずれも、日曜祝日と平成29年8月11日（金）～8月16日（水）は除きます。

(2) 開設時間

短縮授業期間中 放課後～午後6時30分

夏休み中の平日 午前8時00分～午後6時30分

土曜日 午前8時00分～午後5時30分

4 入会後の注意

他の児童の保育や児童会の運営に支障がある場合は、退会していただくことがあります。
留守家庭児童会を利用する場合は、保護者の責任で児童の送迎を行っていただきます。

5 負担金

大住小学校 通学区域内 9,240円
通学区域外 7,840円

市役所から送付する「負担金納入通知書」にて、下記の金融機関の窓口でお納めください。
※取り扱い可能金融機関

京都銀行、南都銀行、京都信用金庫、京都中央信用金庫、三井住友銀行、りそな銀行、みずほ銀行、三菱東京UFJ銀行、関西アーバン銀行、近畿労働金庫、京都やましろ農業協同組合

6 負担金の減免

下記の表に定める基準により上記負担金の減免を受けることができます。

負担金の減免を受けようとする保護者は、「留守家庭児童会負担金減免申請書」を入会申込書と同時に提出してください。

○負担金額一覧

区分	基準	負担金		申請方法
		通学区域内 1～6年生	通学区域外 1～6年生	
1	生活保護法の適用を受ける被保護世帯	0円	0円	減免申請書と、生活保護受給証明書
2	区分1に掲げる世帯を除く、平成28年度分の市町村税が非課税の世帯	1,650円	1,400円	減免申請書と、市町村民税非課税証明書
3	区分1及び2に掲げる世帯を除く、平成28年度分の所得税が非課税の世帯	5,280円	4,480円	減免申請書と、源泉徴収票（年末調整済分）又は確定申告書の控えの写し
4	区分1から3までに掲げる世帯を除く、平成28年度分の所得税が5万円未満の世帯	7,260円	6,160円	
5	区分1から4までに掲げる世帯を除く、平成28年度分の所得税が10万円未満の世帯	8,580円	7,280円	
6	上記以外の世帯	9,240円	7,840円	

※2人以上の児童の入会申込みとなる世帯は、減免申請書の提出により1人分が半額になります。

7 申し込み方法

- 受付期間 平成29年6月5日（月）～ 平成29年6月16日（金）
ただし、土曜日、日曜日を除く
- 受付時間 午前8時30分～午後5時15分
（火・木曜日は午後7時まで）
正午～午後1時を除く
- 受付場所 社会教育・スポーツ推進課（市役所3階 京田辺市教育委員会）
- 受付について 社会教育・スポーツ推進課及び各留守家庭児童会に備え付けの入会申込書等に必要事項を記入して、就労状況証明書等保育をする人がいないことを証明する書類（二人目以降コピー可）、スポーツ安全保険料800円（加入必須）を添えて、保護者が申請してください。

※郵送による申し込みはできません。

8 その他

- (1) 詳細については、入会決定時に送付します「入会のしおり」をご参照ください。
- (2) 夏休み入会児童募集期間中については、通常の入会の申し込み手続きを行いません。

9 問い合わせ先

京田辺市教育委員会 教育部 社会教育・スポーツ推進課
〒610-0393 京田辺市田辺80番地
電話 0774-64-1394（直通）